

花見会計事務所だより No.90

2024年 本年もよろしくお祈りします。
今回は、令和6年1月1日より改正施行されています相続税及び
贈与税の改正点について確認したいと思います。



■ 相続時精算課税財産を贈与した場合の基礎控除額の創設(贈与税)

対象者 : 18歳以上の子又は孫 かつ 相続時精算課税選択届出書 を提出した者
基礎控除額 : 令和5年分まで 基礎控除額 無し
令和6年分以後 基礎控除額 年間 110万円

贈与税の課税制度 原則として : 暦年課税制度
年間110万円の基礎控除額があり、それを超える贈与
について累進税率を乗じて算出する制度

選択をした場合 : 相続時精算課税制度 (選択をすると撤回はできない)
60歳以上の父母又は祖父母(特定贈与者)からの贈与で、
特定贈与者ごとに年間110万円の基礎控除額及び合計
2,500万円までの特別控除額があり、それを超える残額
について一律20%の税率を乗じて算出する制度

■ 相続時精算課税の贈与財産に対する相続税への加算対象の改正(相続税)

対象者 : 被相続人より 相続時精算課税財産 を取得した個人
加算対象財産 : 令和5年分まで 特別控除前の相続時精算課税財産のすべてが加算対象
令和6年分以後 各年分の贈与税の基礎控除額を控除した特別控除前の相続
時精算課税財産のすべてが加算対象

■ 暦年課税の贈与財産に対する相続税への加算対象の拡大(相続税)

対象者 : 相続又は遺贈により 被相続人から財産 を取得した個人
対象財産 : 令和5年分まで 各年分の贈与税の基礎控除前で相続開始前3年以内のすべての
贈与財産が加算対象
令和6年分以後 各年分の贈与税の基礎控除前で相続開始前7年以内のすべての
贈与財産が加算対象
ただし、改正で延長された4年間に贈与により取得した財産
の価額については、総額100万円までは加算対象とならない

贈与税や相続税についてご不明点がありましたら、
お気軽にご相談ください。

池田より一言

花見会計事務所
Tel : 026-248-7500
Fax : 026-248-7507
E-mail : info@hanami-kaikei.jp